

国民年金

国民年金保険料の「後納制度」

これまで納め忘れの国民年金保険料をさかのぼって納めることができる期間は過去2年間でしたが、後納制度で10年間に延長されました。

後納制度のメリット

- 2年以上前の保険料を納めると
- 将来受け取る年金額が増えます。
- 年金の受給資格を得られる可能性があります。
- ③ 年金事務所での申込書の審査・承認を行います。
- ④ 年金事務所から承認通知書と納付書が送られてきます。
- ⑤ 納付書により金融機関やコンビニで納付します。

利用できる方

- ① 20歳以上60歳未満で10年以内に納め忘れの期間(納付猶予・免除以外)や未加入期間のある方
 - ② 60歳以上65歳未満で①の期間と任意加入中に納め忘れの期間のある方
 - ③ 65歳以上で年金受給資格がなく任意加入中の方など
- ※老齢基礎年金を受給している方は申し込みできません。

手続きの流れ

- ① 年金事務所に申し込みます。
- ② 申込書が送られてきたら必要事項を記入し、年金事務所に提出します。



注意事項

- 後納の利用期間は平成24年10月から平成27年9月までです。
- 過去3年度以前の後納保険料には、当時の保険料額に加算額がつきます。

額がつきます。

○ 後納が可能な期間のうち、最も古い分から納めていただきます。

○ 審査に時間がかかることがありますので期限内に余裕をもって申し込んでください。

○ 一部免除された期間のうち、未納となっている期間も後納の対象となります。この場合、一般の未納期間と同じ1カ月の保険料が必要です。

○ 全額免除や一部免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間は、後納制度を利用できません。納付を希望する場合は、「追納制度」をご利用ください。

問合せ 国民年金保険料専用ダイヤル ☎ 0570-011050
砂川年金事務所 ☎ 52-2144

住民課戸籍保険グループ ☎ 76-2130

平成24年度中の後納保険料額と納付できる期限

	①後納保険料額	②当時の保険料額	③加算額
平成14年度	14,940円	13,300円	1,640円
平成15年度	14,720円	13,300円	1,420円
平成16年度	14,510円	13,300円	1,210円
平成17年度	14,560円	13,580円	980円
平成18年度	14,610円	13,860円	750円
平成19年度	14,640円	14,100円	540円
平成20年度	14,760円	14,410円	350円
平成21年度	14,840円	14,660円	180円
平成22年度	15,100円	15,100円	加算なし

①後納保険料額＝②当時の保険料額＋③加算額です。

※後納保険料額は政令で定められ、毎年改定されます。

※後納納付した場合は、納付した日に納付対象月の保険料が納付されたものとみなします。

納付できる期限
10年目は月毎に期限が到来します。



平成14年10月分	→平成24年10月31日
平成14年11月分	→平成24年11月30日
平成14年12月分	→平成24年12月31日
平成15年1月分	→平成25年1年31日
平成15年2月分	→平成25年2年28日
平成15年3月分	→平成25年3年31日